

■補助申請手続きの流れ■

手続きの流れ	提出書類
<p>事前協議</p>	<p>【提出時期：建築確認申請前、又は、狭あい道路の拡幅を計画した時】</p> <p>※事前協議書の提出は、補助制度の利用にかかわらず必要です。 狭あい道路整備事前協議書【指定様式】</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附近見取図 ・ 道路現況図（道路種別、道路幅員、後退状況が分かるもの） ・ 委任状（建築主等以外の方が手続きを行う場合は必要）
<p>補助申請</p>	<p>【提出時期：道路後退部分の工事契約の1カ月前、かつ、令和8年12月28日まで】</p> <p>補助金交付申請書【様式1・1-2】 ※支障物撤去費にかかる補助金を申請する場合は様式1-1も必要</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税） ・ 附近見取図、整備計画図、整備断面図 ・ 附則5項道路の場合：道路中心線及び現況幅員に関する書類（道路境界明示書等） ・ 現況写真及び撮影方向位置図 ・ 第42条第2項道路の場合：道路中心線設置写真 ・ 見積書（撤去工事及び整備工事にかかるもの） ・ 誓約書【様式2】 ・ 委任状《代理人》（代理人による申請の場合は必要） ・ 委任状《代表申請者》（建築主等が複数の場合は全員分必要）（複数の建築主等により申請を行う場合、そのうちから代表申請者を選出し、補助を受けるにあたっての権利、義務、手続き等のすべての事柄について代表申請者への委任及び補助金の交付決定から支払いに至るまでの手続き、補助金の返還に関してすべて代表申請者を相手方とすることに承諾した旨の書類が別途必要です。） ・ その他、申請の内容に応じて必要となる書類があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>計画に変更が生じる場合、必ず事前にご連絡ください。</u> （申請内容に変更が生じた場合、別途変更の申請が必要です。） <p>提出時期：事業期間内、かつ、令和9年2月26日まで、なお、補助金額が既交付決定額より増額となる場合は、令和8年12月28日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>補助金額が既交付決定額を超える変更申請をした場合は、当該変更箇所の工事着手届の提出が必要になります。</u>
	<p>【提出時期：事業期間内、かつ、令和9年2月26日まで】</p> <p>補助事業完了実績報告書【様式12】</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業完成図 ・ 補助事業工事中写真・完成後写真及び撮影方向位置図 ・ 契約書等の写し（撤去工事・整備工事にかかるもの） ・ 領収書等の写し（撤去工事・整備工事にかかるもの） ・ 検査結果通知書（検査結果通知を受けた場合） <p>※<u>原本照合のため、契約書・領収書等の原本を持参してください。</u></p>
	<p>【提出時期：補助金額確定通知受領後、かつ、令和9年4月30日まで】</p> <p>請求書【指定様式】</p>

※申請内容に変更が生じた場合、別途変更の申請が必要です。

※補助金要綱第4条第1項ただし書の規定に基づき申請した場合は、上記の「工事契約」を「工事着手」に読みかえるとともに、交付決定通知日以降に工事着手されたのち、速やかに工事着手届を提出する必要があります。